

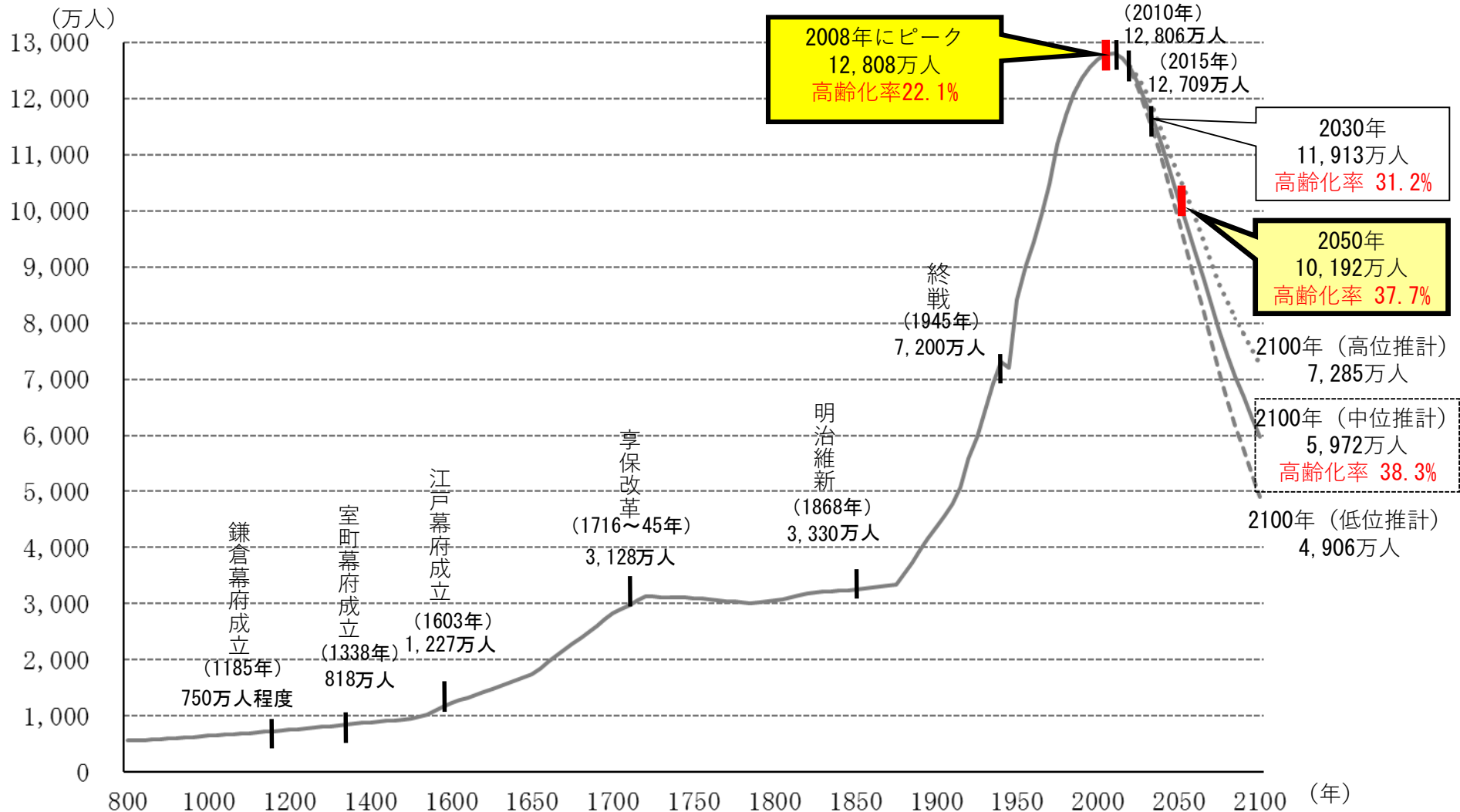
第1期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」 の概要について

平成31年3月11日

内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局

総人口の長期的推移と将来推計

- 日本の総人口は、今後100年間で100年前(明治時代後半)の水準に戻っていく可能性。
- この変化は千年単位でもみても類を見ない、極めて急激な減少。



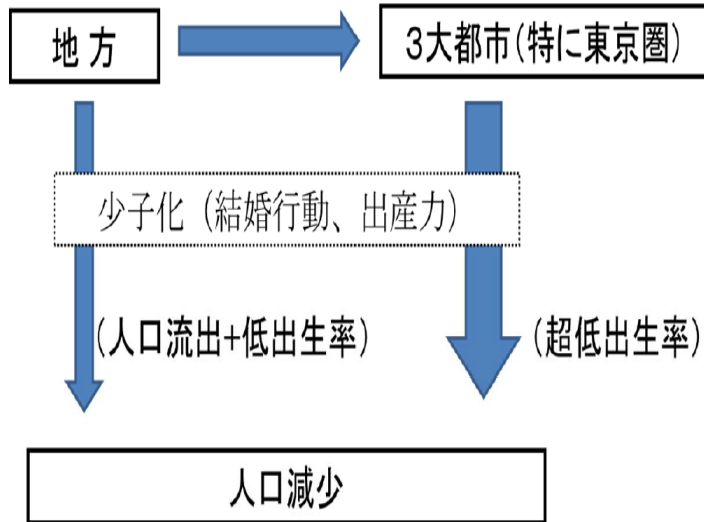
(出典) 国土庁「日本列島における人口分布の長期時系列分析」(1974年)。

(注) ただし、1920年からは、総務省「国勢調査」、「人口推計年報」、「平成17年及び22年国勢調査結果による補間補正人口」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」により追加。

人口減少の要因（地方と3大都市）

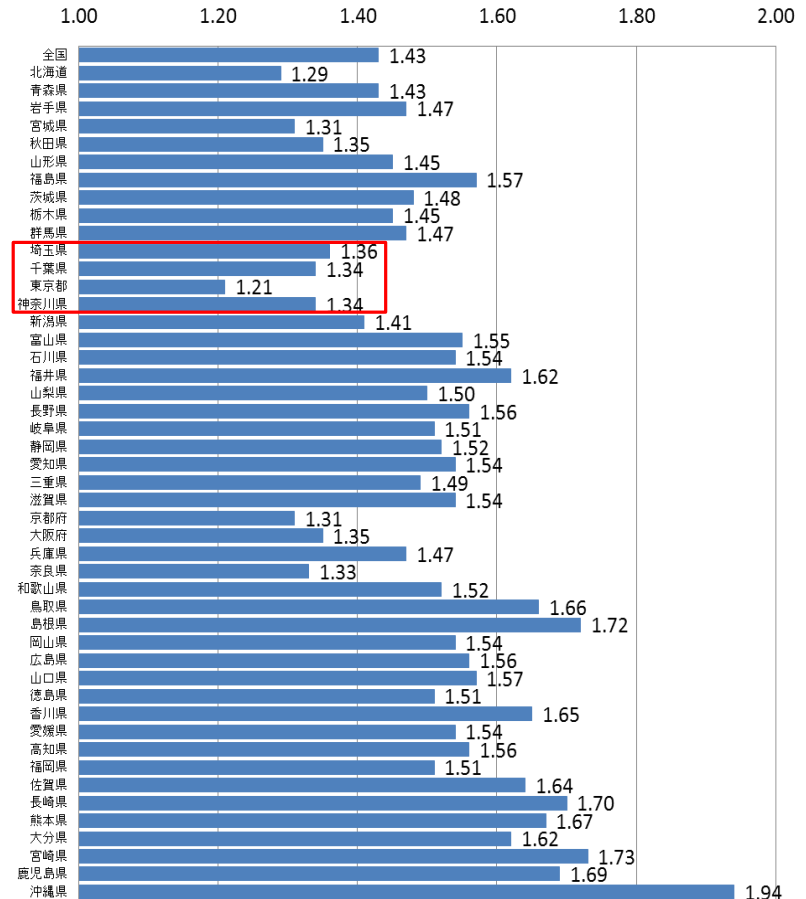
- 東京圏の出生率は極めて低い。
- 地方から三大都市圏への若者の流出・流入と低出生率が人口減少に結びついている。

人口移動（若年層中心、これまで3期）



(出所) 日本創成会議・人口減少問題検討分科会
「ストップ少子化・地方元気戦略」より。

出生率の地域差

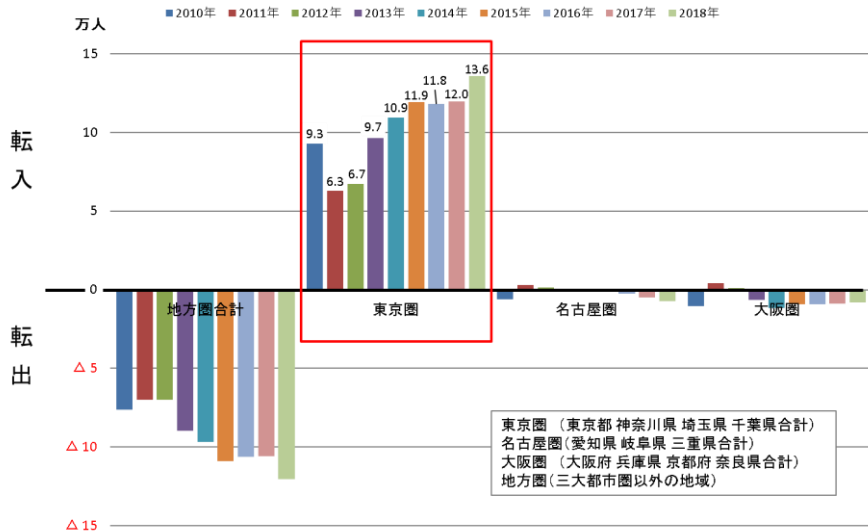


資料: 厚生労働省「平成29年(2017)人口動態統計(確定数)」

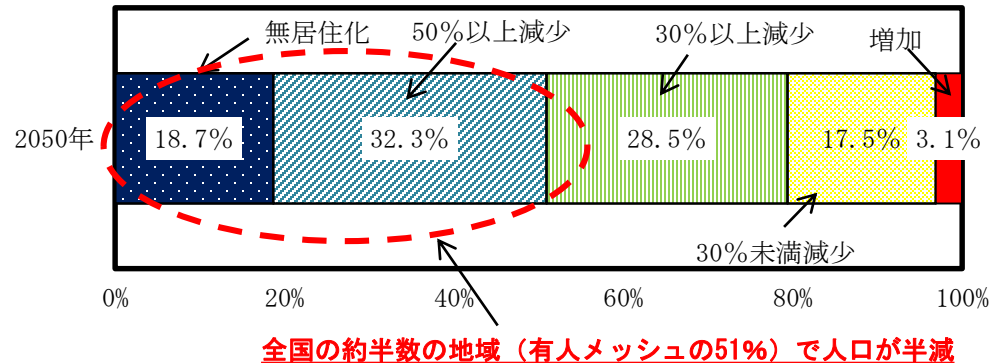
東京への人口集中と人口減少地域の増加

○人口流入によって東京圏に人口が集中。国際的にも、首都圏への人口集中の度合いが強い。
 ○一方、2050年には、全国の約半数の地域で人口が50%以上減少し、うち2割では無居住化。

住民基本台帳転出入超過数

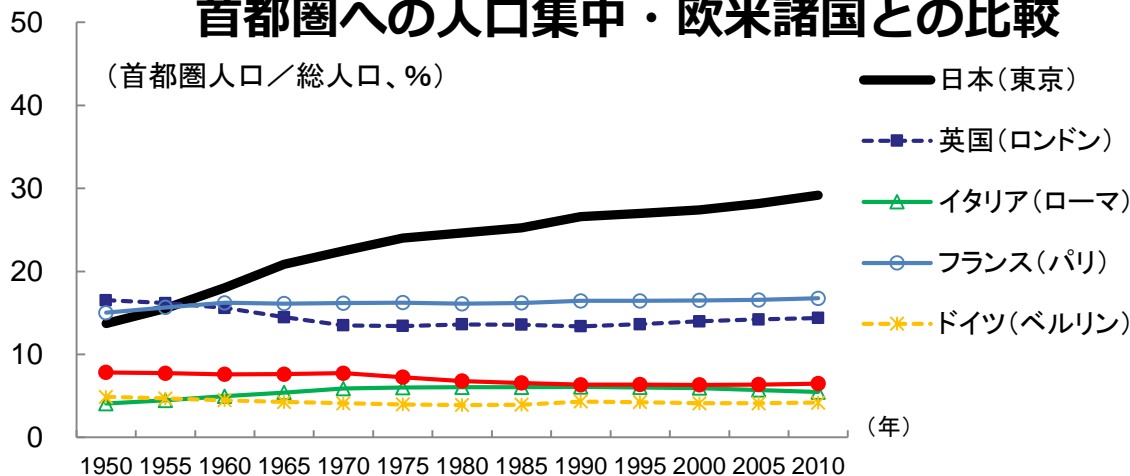


人口増減割合別の地点数 (1kmメッシュベース)



首都圏への人口集中・欧米諸国との比較

(首都圏人口/総人口、%)



(資料出所等)

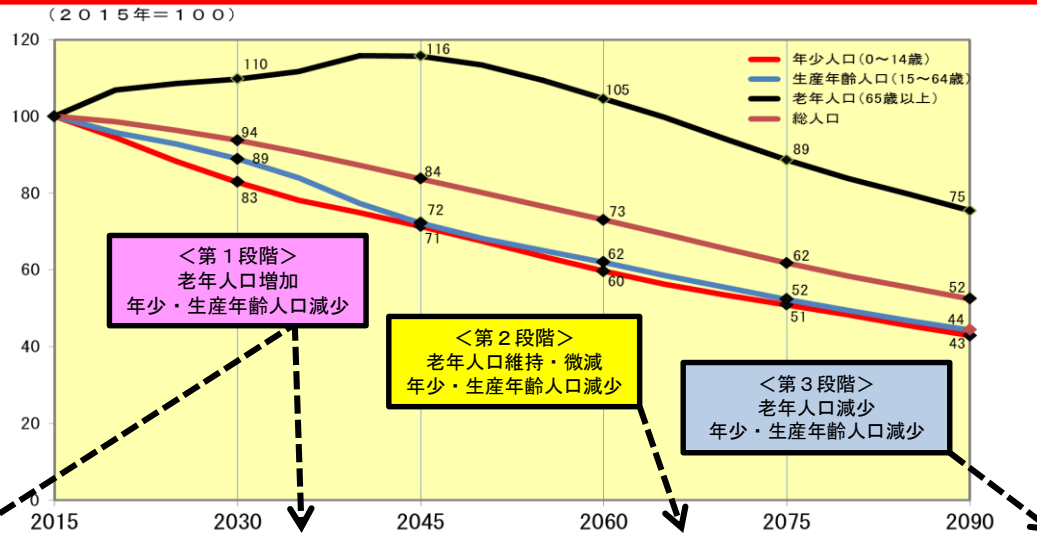
左上図:総務省統計局「住民基本台帳人口移動報告(2010年—2018年・日本人移動者)」。なお、東京圏は東京都・神奈川県・埼玉県・千葉県合計、名古屋圏は愛知県・岐阜県・三重県合計、大阪圏は大阪府・兵庫県・京都府・奈良県合計。

左下図:国土交通省国土政策局「国土のグランドデザイン2050」(平成26年7月4日)の関連資料。

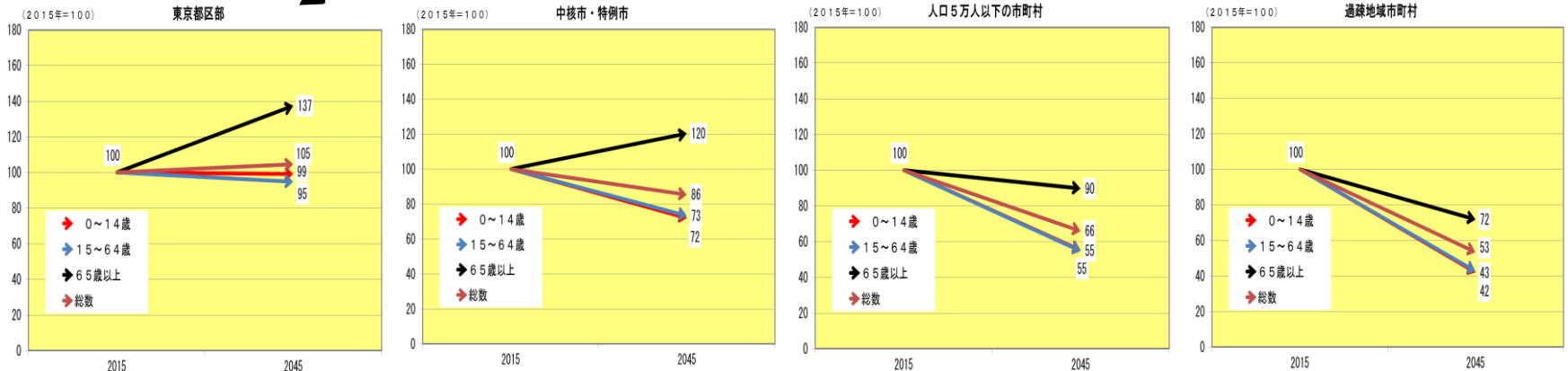
右図:総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」等より、国土交通省国土政策局作成。なお、データは2015年対比の計数であることに留意。

地方では高齢者数も減少し始める

■ 地域によって人口の「減少段階」は大きく異なる。東京圏や大都市などは「第1段階」にあるのに対して、地方はすでに「第2・3段階」になっている。



(備考) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」より作成。



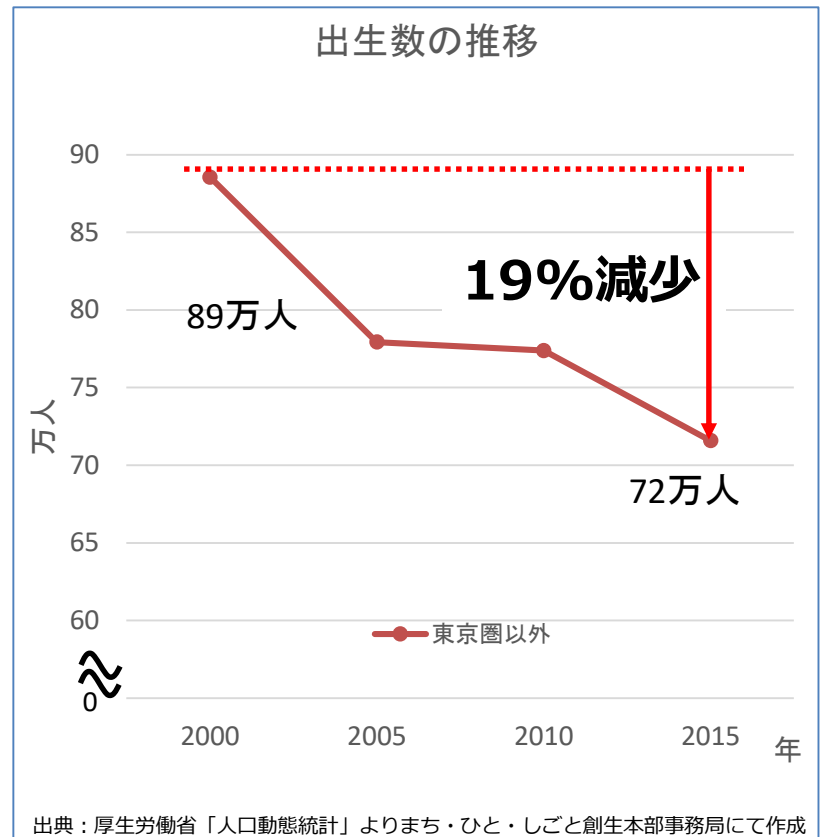
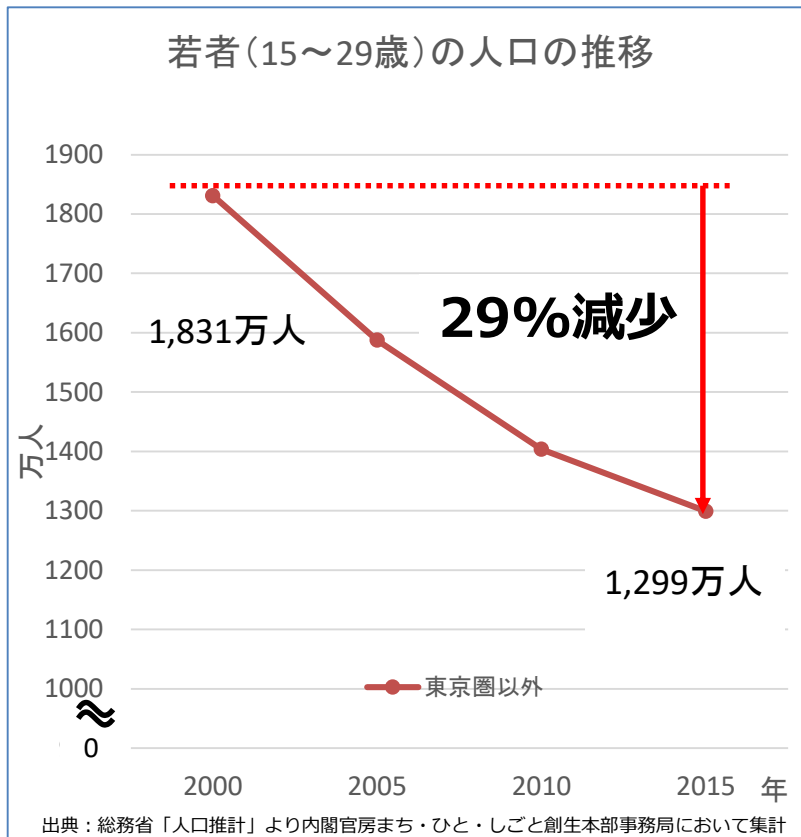
(備考) 1. 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(平成30年推計)」より作成。

2. 上記地域別将来推計人口の推計対象となっている市区町村(東京23区及び福島県内の市町村を除く778市・713町・168村(合計1682市区町村))について、カテゴリー(人口5万人以下の市区町村は2015年の人口規模、中核市・特例市は平成30年4月1日現在、過疎地域市町村は平成29年4月1日現在でみたもの)ごとに総計を求め、2015年の人口を100とし、2045年の人口を指数化したもの。市区町村によっては複数のカテゴリーに含まれる場合がある。

地方の若者の減少

《地方における若者・出生数の大幅な減少》

- 2000年から2015年の15年間で、地方（東京圏以外）の若者人口（15～29歳）は、約3割（532万人）の大幅な減少。
- 出生数も、約2割（17万人）の大幅な減少。



※東京圏（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県）

国と地方のビジョン・総合戦略について

国

平成26年12月策定

国の長期ビジョン : 2060年に1億人程度の人口を維持する中長期展望を提示

国の総合戦略 : 2015～2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

地方

すべての都道府県、1,740市区町村において策定済み

地方人口ビジョン : 各地域の人口動向や将来人口推計の分析や
中長期の将来展望を提示

地方版総合戦略 : 各地域の人口動向や産業実態等を踏まえ、
2015～2019年度(5か年)の政策目標・施策を策定

◎人口問題に対する基本認識 — 「人口減少時代」の到来

◎今後の基本的視点

○3つの基本的視点

- ① 「東京一極集中」の是正
- ② 若い世代の就労・結婚・子育ての希望の実現
- ③ 地域の特性に即した地域課題の解決

○国民の希望の実現に全力を注ぐことが重要。

◎目指すべき将来の方向

— 将来にわたって「活力ある日本社会」を維持する —

- 若い世代の希望が実現すると、出生率は1.8程度に向上する。
- 人口減少に歯止めがかかると50年後1億人程度の人口が確保される。
- さらに、人口構造が「若返る時期」を迎える。
- 「人口の安定化」とともに「生産性の向上」が図られると、50年後も実質GDP成長率は、1.5～2%程度が維持される。

◎地方創生がもたらす日本社会の姿

- 自らの地域資源を活用した、多様な地域社会の形成を目指す。
 - 外部との積極的なつながりにより、新たな視点から活性化を図る。
 - 地方創生が実現すれば、地方が先行して若返る。
 - 東京圏は、世界に開かれた「国際都市」への発展を目指す。
- 地方創生は、日本の創生であり、地方と東京圏がそれぞれの強みを活かし、日本全体を引っ張っていく 7

このまま推移すると

<日本全体>

- ・人口減少が止まらず、高齢化が高どまり(高齢化率40%超)し、マイナス成長も

<中山間地域>

- ・地域生活維持が困難となる

<地方都市>

- ・人口の流出が止まらず、地域経済社会は縮小へ

<大都市(東京圏)>

- ・高齢化が進展、生産年齢層が減少し、活力が低下へ

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「地方創生」が目指す姿

<日本全体>

- ・人口減少の歯止めをかけ、人口を安定、「若返り」も。
生産性向上により経済成長

<中山間地域>

- ・豊かな自然や地域の絆の中で地域生活を確保

<地方都市>

- ・人口ダム機能を発揮、地域資源を活用し、持続的に発展

<大都市(東京圏)>

- ・安心安全な暮らしの確保、「国際都市」として発展

【基本的考え方】

【基本的視点】

- ①東京一極集中の歯止め
- ②若い世代の就労・結婚・子育ての希望実現
- ③地域の特性に即して課題解決

「しごと」と「ひと」の好循環、 それを支える「まち」の活性化

①地方のしごとをつくり、安心して働けるようにする

②地方への新しいひとの流れをつくる

「しごと」
「雇用の質・量」
の確保・向上

「ひと」
有用な人材確保・育成、結婚・出産・子育ての切れ目ない支援

④時代に合った地域をつくり、安心なくらしを守るとともに、地域と地域を連携する

③若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

「まち」

地域(中山間地域等、地方都市、大都市圏等)の特性に即した課題の解決

【過去の政策検証】

- 「縦割り」構造
・政策手法が似通い、施策の重複や小粒な事業の乱立
- 「全国一律の手法」
・使用目的が縛られ、地域特性や主体性が考量されない
- 「バラマキ」
・客観的な成果検証と運用の見直しメカニズムが不足
- 「表面的な」取組
・対症療法的施策は構造的問題への対処に改善の余地
- 「短期的」な成果
・短期間で変更・廃止を繰り返す施策が多い

【政策5原則】

自立性

地方自治体・民間事業者・個人等の自立につながる

将来性

地方が自主的かつ主体的に、夢を持って前向きに取り組むことを支援

地域性

各地域は地方版総合戦略を策定、国は利用者の側から人的側面を含めた支援を実施

直接性

ひと・しごとの移転・創出やまちづくりを直接的に支援する施策を集中的に実施

結果重視

短期・中長期の数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証、改善

まち・ひと・しごと創生「長期ビジョン」と「総合戦略（2018改訂版）」全体像

長期ビジョン

中長期展望 (2060年を視野)

I. 人口減少問題の克服

◎2060年に1億人程度の人口を維持

◆人口減少の歯止め

・国民の希望が実現した場合の出生率
(国民希望出生率) = 1.8

◆「東京一極集中」の是正

II. 成長力の確保

◎2050年代に実質GDP成長率
1.5～2%程度維持
(人口安定化、生産性向上が実現した場合)

まち・ひと・しごと創生総合戦略（2018改訂版）（～2019年度）

地方創生の深化に向けた施策の推進（政策パッケージ）

1. 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

- (ア) 生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組
- (イ) 観光業を強化する地域における連携体制の構築
- (ウ) 農林水産業の成長産業化
- (エ) 地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

2. 地方への新しいひとの流れをつくる

- (ア) 政府関係機関の地方移転
- (イ) 企業の地方拠点強化等
- (ウ) 地方における若者の修学・就業の促進
- (エ) 子供の農山漁村体験の充実
- (オ) 地方移住の推進

3. 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

- (ア) 少子化対策における「地域アプローチ」の推進
- (イ) 若い世代の経済的安定
- (ウ) 出産・子育て支援
- (エ) 地域の実情に即した「働き方改革」の推進（ワーク・ライフ・バランスの実現等）

4. 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- (ア) まちづくり・地域連携
- (イ) 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）
- (ウ) 東京圏をはじめとした大都市圏の医療・介護問題・少子化問題への対応
- (エ) 住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- (オ) ふるさとづくりの推進
- (カ) 健康寿命をのばし生涯現役で過ごせるまちづくりの推進
- (キ) 温室効果ガスの排出削減と気候変動への適応を進める地域づくり
- (ク) 地方公共団体における持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

【地方創生版・三本の矢】

情報支援(地域経済分析システム(RESAS))

人材支援(地方創生人材支援制度、地方創生カレッジ、プロフェッショナル人材事業)

財政支援(地方創生推進交付金、企業版ふるさと納税、まち・ひと・しごと創生事業費)

＜基本目標①＞ 地方にしごとをつくり、安心して働けるようにする

①生産性の高い、活力に溢れた地域経済実現に向けた総合的取組

- ・地域の技の国際化、地域の魅力のブランド化、地域のしごとの高度化
- ・創業支援・起業家教育、事業承継の円滑化、事業再生・経営改善支援、人材確保等
- ・ICT等の利活用による地域の活性化、地域経済牽引事業の促進、近未来技術の実装等

②観光業を強化する地域における連携体制の構築

- ・DMOを核とする観光地域づくり・ブランディングの推進、受入環境整備
- ・多様な地域資源（文化、スポーツ、産業遺産等）を活用したコンテンツづくり

③農林水産業の成長産業化

- ・需要フロンティアの拡大、バリューチェーンの構築、農業生産現場の強化、林業の成長産業化、漁業の持続的発展等

④地方への人材還流、地方での人材育成、地方の雇用対策

- ・女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし、「プロフェッショナル人材戦略拠点」の活用促進、地方における外国人材の受入れ等

＜基本目標②＞ 地方への新しいひとの流れをつくる

①政府関係機関の地方移転

- ・文化庁等の中央省庁等の地方移転の推進、サテライトオフィスの継続実施等

②企業の地方拠点強化等

- ・本社機能の移転や地方での拡充を行う事業者に対する支援措置の一層の推進等

③地方創生に資する大学改革

- ・日本全国や世界中から学生が集まるような「キラリと光る地方大学づくり」、東京23区における大学の定員抑制、地方と東京圏の大学生の対流促進等

④地域における魅力あるしごとづくりの推進等

- ・起業・創業の促進、東京に本社を持つ大企業等による地方での雇用機会の創出、地方創生インターンシップの推進、奨学金返還支援制度の全国展開等

⑤子供の農山漁村体験の充実

- ・取組の一層の推進に向けた財政支援の拡充、受入側の情報等を盛り込んだコーディネートシステムの構築、農山漁村体験の教育効果についての広報等

⑥地方移住の推進

- ・「生涯活躍のまち」の推進、「地域おこし協力隊」の拡充、地方生活の魅力の発信、UIターンによる起業・就業者創出等

＜基本目標③＞ 若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる

① 少子化対策における「地域アプローチ」の推進

- ・「地域働き方改革会議」における取組の支援、先駆的・優良な取組の横展開等

② 若い世代の経済的安定

- ・新卒者等への就職支援、フリーター等の正社員化支援

③ 出産・子育て支援

- ・幼児教育の無償化、待機児童の解消

＜基本目標④＞ 時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

① まちづくり・地域連携

- ・連携中枢都市圏の形成、定住自立圏の形成の促進
- ・エリアマネジメント等によるまちづくりの推進
- ・都市のコンパクト化と周辺等の交通ネットワーク形成に当たっての政策間連携の推進
- ・中枢中核都市の機能強化

② 「小さな拠点」の形成（集落生活圏の維持）

- ・地域住民による集落生活圏の将来像の合意形成及び取組の推進

③ 大都市近郊の公的賃貸住宅団地の再生・福祉拠点化

- ・公的賃貸住宅団地のストック活用や建替え時の福祉施設等の併設による団地やその周辺地域における高齢者の地域包括ケアの拠点の形成等の推進

④ 地方公共団体の持続可能な開発目標（SDGs）の達成に向けた取組の推進

- ・地方公共団体によるSDGs達成に向けた「SDGs未来都市」・「自治体SDGsモデル事業」の推進、「地方創生SDGs官民連携プラットフォーム」を通じた官民連携の促進等

まち・ひと・しごと創生法の概要

目的（第1条）

少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、まち・ひと・しごと創生（※）に関する施策を総合的かつ計画的に実施する。

※まち・ひと・しごと創生：以下を一体的に推進すること。

まち…国民一人一人が夢や希望を持ち、潤いのある豊かな生活を安心して営める地域社会の形成

ひと…地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保

しごと…地域における魅力ある多様な就業の機会の創出

基本理念（第2条）

- ①国民が個性豊かで魅力ある地域社会で潤いのある豊かな生活を営めるよう、それぞれの地域の実情に応じた環境を整備
- ②日常生活・社会生活の基盤となるサービスについて、需要・供給を長期的に見通しつつ、住民負担の程度を考慮して、事業者・住民の理解・協力を得ながら、現在・将来における提供を確保
- ③結婚・出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚・出産・育児について希望を持てる社会が形成されるよう環境を整備
- ④仕事と生活の調和を図れるよう環境を整備
- ⑤地域の特性を生かした創業の促進・事業活動の活性化により、魅力ある就業の機会を創出
- ⑥地域の実情に応じ、地方公共団体相互の連携協力による効率的かつ効果的な行政運営の確保を図る
- ⑦国・地方公共団体・事業者が相互に連携を図りながら協力するよう努める

まち・ひと・しごと創生本部 （第11条～第20条）

本部長：
内閣総理大臣
副本部長：
内閣官房長官
まち・ひと・しごと創生担当大臣
本部員：
上記以外の全閣僚

案の作成
実施の推進

実施状況の
総合的な検証

まち・ひと・しごと創生 総合戦略（閣議決定） （第8条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

※人口の現状・将来見通しを踏まえるとともに、客観的指標を設定

勘案

勘案

都道府県まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第9条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

勘案

市町村まち・ひと・しごと創生 総合戦略（努力義務）（第10条）

内容：まち・ひと・しごと創生に関する目標や施策に関する基本的方向等

施行期日：公布日（平成26年11月28日）。ただし、創生本部・総合戦略に関する規定は、平成26年12月2日。

地域再生制度の概要

主な支援措置メニュー

○ 地域再生法（平成17年法律第24号）

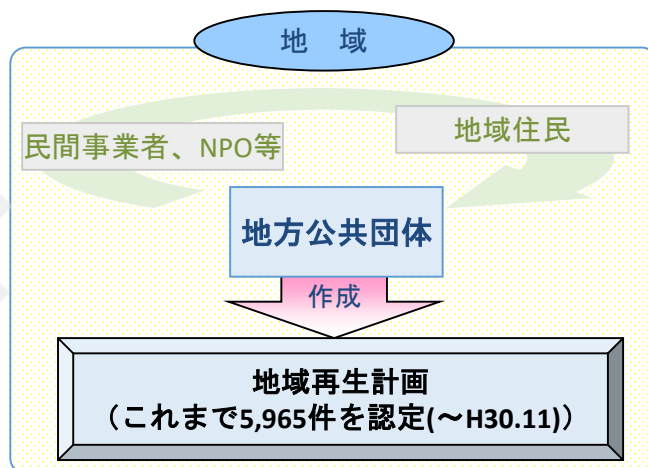
- 地方公共団体が作成する**地域再生計画**を内閣総理大臣が認定、認定計画に基づく措置を通じて、自主的・自立的な地域の活力の再生に関する取組を支援
- 地域再生の施策は、「**就業の機会の創出**」「**経済基盤の強化**」「**生活環境の整備**」が3本柱
- 地域再生法は、**各府省横断的・総合的な施策**を乗せる共通プラットフォームとして機能
- 計画認定には、**地域再生基本方針（閣議決定）**への適合を確認

■ 地域再生法に基づく支援

- ① 地方創生推進交付金
- ② 企業版ふるさと納税
- ③ 地域再生支援利子補給金
- ④ 企業の地方拠点強化の促進に係る課税の特例等
- ⑤ エリアマネジメント活動に係る負担金の徴収・交付（地域再生エリアマネジメント負担金制度）
- ⑥ 商店街活性化促進事業に係る手続・資金調達の特例等
- ⑦ 「小さな拠点」形成に係る手続・課税の特例
- ⑧ 「生涯活躍のまち」形成に係る手続の特例
- ⑨ 農地等の転用等の許可の特例
（その他：特定政策課題の解決に資する事業への支援措置）

等
府省横断的に様々な支援措置の活用が可能。

○ 地域再生計画の認定プロセス



国
内閣総理大臣認定
関係行政機関の同意

認定

支援

計画申請は年3回
申請から3月以内に認定



- 平成26年からの地方創生の流れに呼応し、4度の法改正により支援措置の拡充等を実施
- 地方創生全体の方向性を定めるまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）と、個別の地域における地方創生の実現のための具体的な支援措置を提供する地域再生法、これら2つの法律が両輪となって地方創生を推進

参考

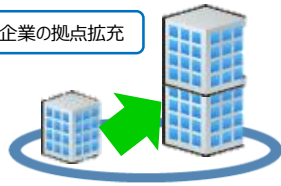
地方拠点強化税制の概要

拡充型(含対内直投)

地方にある企業の本社機能の強化を支援

東京圏・近畿圏・中部圏の既成市街地等以外での拡充の場合支援

地方の企業の拠点拡充



移転型

東京23区からの移転の場合、拡充型よりも支援措置を深堀り

東京圏の既成市街地等以外への移転の場合支援

東京一極集中の是正
地方移転の促進



東京23区

地方活力向上地域等特定業務施設整備計画 (事業者作成→知事認定)

認定要件: 特定業務施設で常時雇用従業員増加数が5人(中小2人) ※

対象施設: 事務所、研究所、研修所

対象区域: 地域再生計画で指定された道府県の一部の区域

※移転型の場合、左記に加えて、以下の①又は②を満たす必要

- ①計画期間中、増加数の過半数が東京23区からの転勤者
- ②初年度は増加数の過半数、かつ、計画期間中は増加数の1/4以上が東京23区からの転勤者

オフィス減税

(措置対象:建物、建物附属設備、構築物)

取得価額要件: 2,000万円 (中小企業者1,000万円)

建物等の取得価額に対し、税額控除**4%**又は特別償却**15%**

建物等の取得価額に対し、税額控除**7%**又は特別償却**25%**

雇用促進税制

適用要件: ①特定業務施設の雇用者増加数 (非正規除く) が2人以上 ②前年度から法人総給与額が法人全体の雇用者増加率×20%以上増加 ③事業主都合の離職者なし

①法人全体の雇用者増加率が8%以上の場合、雇用者増加数1人当たり**最大60万円** (注) を税額控除

②雇用者増加率が8%未満の場合でも、1人当たり**最大30万円**を税額控除

※法人全体の雇用者増加数が上限

①法人全体の雇用者増加率が5%以上の場合、雇用者増加数1人当たり**最大90万円(80万円*)**を税額控除

《拡充型の1人当たり最大60万円(注)に、雇用者増加数1人当たり30万円(20万円*)上乘せ》
*近畿圏・中部圏の既成都市区域等の場合

②上記①のうち**上乘せ分は最大3年間継続**

ただし、特定業務施設の雇用者数又は法人全体の雇用者数が減少した場合、以後は不適用
また、法人全体の雇用者増加数を上限とせず、特定業務施設の雇用者増加数に応じ税額控除

※雇用促進税制の上乗せ部分 (30万円×3年=90万円) とオフィス減税は併用可

(注) 増加雇用者が転勤者又は非正規雇用者の場合は減額 (-10万円)。新規雇用者の40%を超える非正規の新規雇用者は対象外。

DMO形成・確立の必要性

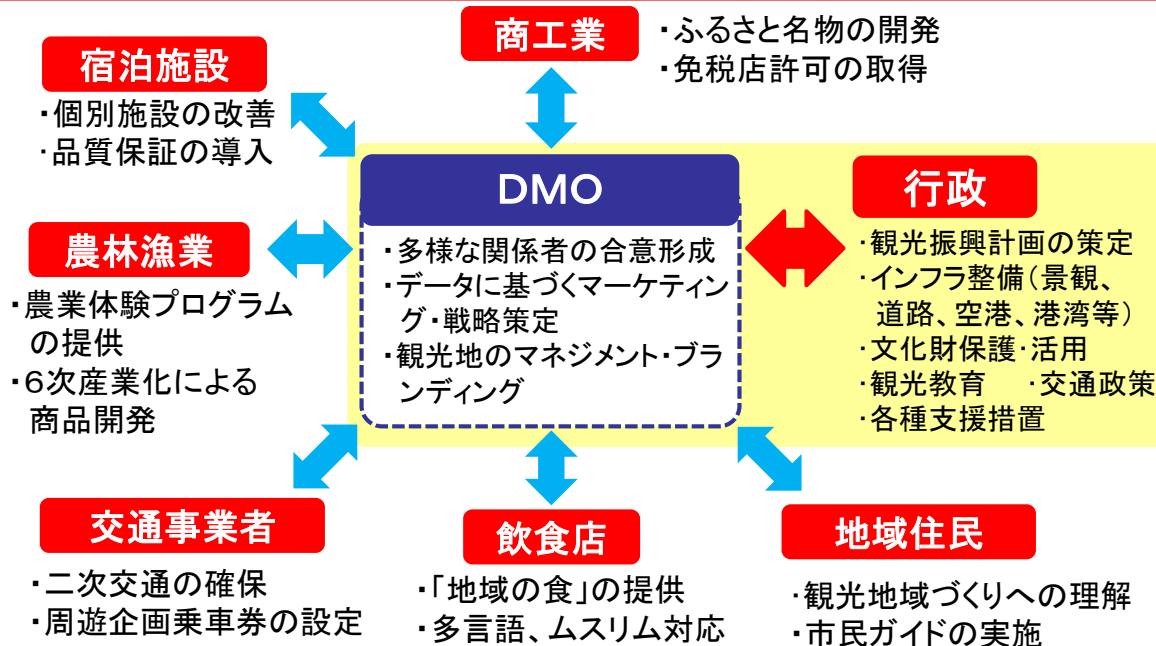
DMO : Destination Management/Marketing Organization

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた
観光地域づくりを行う舵取り役となる法人 = 「DMO」を各地域で形成・確立

地域資源を最大限に活用し、効果的・効率的な集客を図る「稼げる」観光地域づくりを推進

多様な関係者との連携

内外の人材やノウハウを取り込みつつ、多様な関係者と連携



戦略に基づく一元的な情報発信・プロモーション

地域一体の魅力的な観光地域づくり

観光客の呼び込み

観光による地方創生

政府関係機関の地方移転の取組について（概要）

今般の取組の趣旨

東京一極集中是正の観点から、道府県からの提案を踏まえ、以下の基本的視点に立って検討。

- ① 地方創生の視点から「しごと」と「ひと」の好循環につながるか
- ② 全国を対象とした国の機関としての機能の維持・向上が期待できるか
- ③ 全国の中で「なぜ、そこか」について移転先以外を含めて理解が得られるか
- ④ 地元の官民の協力・受入体制はどうか
(それにより、国の新たな財政負担は極力抑制、拡充方向が出ているもの以外の組織・人員の肥大化抑制)

研究機関・研修機関等の地方移転について

○研究機関・研修機関等の地方移転に関する進捗状況及び今後の進め方(23機関・50件)

それぞれの取組について、関係者間(国・地方の産学官)で共同して作成した具体的な展開を明確にした5年程度の年次プランに基づき、取組が進行中。政府において適切にフォローアップ。

中央省庁の地方移転について

○中央省庁の地方移転に関する進捗状況及び今後の進め方(7局庁)

- ・文化庁については、平成29年に先行移転として「地域文化創生本部」を京都に設置するとともに、本格移転における組織体制の大枠等を決定し、平成30年8月には本格移転先庁舎の整備に係る国と地方の役割分担等を決定した。文部科学省設置法を改正し、平成30年10月より、京都移転を見据え抜本的組織再編を行い「新・文化庁」が発足した。遅くとも2021年度中を目指すこととされる京都への本格的な移転に向け、業務の試行・改善等を行い、準備を進める。
- ・消費者庁については、平成29年7月に「消費者行政新未来創造オフィス」を徳島に開設し、政策の分析・研究、実証実験等のプロジェクトを試行しているところであり、これを同オフィスの恒常的な設置、規模の拡大に向けた試行としても位置付け、平成31年度を目途に検証し、見直しを行うこととしている。
- ・総務省統計局については、平成30年4月に和歌山県に「統計データ利活用センター」を開設し、試験運用を実施している。
- ・特許庁、中小企業庁、観光庁、気象庁については、地方支分部局等の体制整備を行い、具体的な取組を進める。

○国の機関としての機能発揮の検証(社会実験)の検討を進める。

○中央省庁のサテライトオフィスについては、内閣府において、地方公共団体の地方創生のアウトリーチ支援の観点から、引き続き実施する。

「生涯活躍のまち（日本版CCRC※）」の推進

※Continuing Care Retirement Communityの略

◎地方創生の観点から、中高年齢者が希望に応じて地方や「まちなか」に移り住み、地域の多世代の住民と交流しながら、健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療・介護を受けることができる地域づくりを目指す。（生涯活躍のまちHP：<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sousei/about/ccrc/index.html>）

移住希望者



移住相談窓口など

希望に応じた住み替えの支援

移住・住み替え



空き家の改修、サ高住の整備など

- 大都市から地方への移住や、地域内で「まちなか」への住み替え等。
- 移住希望者のニーズを踏まえたいきめ細やかなコーディネート。

健康でアクティブな生活の実現



就労・起業支援など



生涯学習、リカレント教育など

- 健康づくりや就労・生涯学習など社会的活動への参加等により、健康でアクティブな生活を目指す。
- 中高年齢期の早目の住み替えで地域での活躍を期待。

地域の多世代の住民との協働



多世代交流センター、地域サロンなど

大学等との連携など

- 入居者間の交流のみならず、地域の若者等多世代と交流ができる環境を実現。大学等との連携も。

地域包括ケアシステムとの連携



生活支援・介護予防
健康管理・健康づくり

- 入居者と地元住民へのサービスが一体的に提供される環境を整備。

「継続的なケア」の確保



医療・介護サービス

- 医療介護が必要となった時に、人生の最終段階まで尊厳ある生活が送れる体制を確保。

官民連携の取組



- 自治体に加え、移住支援やまちづくりを行う事業者、医療・福祉サービス事業者、地域住民などの参画により、多様な意見が適切に反映されたまちづくりを推進するとともに、持続可能なサービスを提供。

◎「生涯活躍のまち」の地域再生計画制度（21計画を認定（平成30年12月現在））※下線の地方公共団体は、地域再生計画に加え「生涯活躍のまち形成事業計画」を策定。

北海道函館市、青森県弘前市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、千葉県長柄町、千葉県御宿町、新潟県南魚沼市、石川県白山市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市、鹿児島県鹿児島市、鹿児島県伊仙町

◎関係府省からなる支援チームにより地方公共団体の取組を促進（18団体（平成30年12月現在））

北海道函館市、岩手県雫石町、茨城県阿見町、千葉県匝瑳市、千葉県長柄町、新潟県南魚沼市、石川県輪島市、山梨県都留市、長野県佐久市、静岡県南伊豆町、兵庫県三木市、鳥取県南部町、岡山県奈義町、広島県安芸太田町、徳島県三好市、福岡県北九州市、大分県別府市、鹿児島県伊仙町

⇒「生涯活躍のまち」の取組を進めている地方公共団体数：100団体（2020年）を目指す。

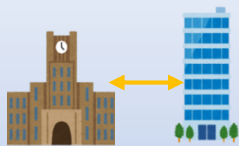
（既に「生涯活躍のまち」に関する基本計画等の構想を策定している団体数：平成30年10月現在：84団体）

政府による地方創生インターンシップ推進の取組み

- 2016年度から、情報を共有するためポータルサイトを運営するとともに、機運を高める取組を実施。
- 2017年度から、プラットフォームに関する試行的の取組を実施。
- 2019年度からは、よりきめ細やかな情報提供を行うため、提供情報の質・量を向上させるとともに、シンポジウムに代えて実践的なワークショップを各地で開催する計画。

ポータルサイト

2018年度の取組状況



- ・ 地方公共団体と大学等との連携協力に係る先進的な地方創生インターンシップ推進組織等の事例を収集し、掲載。

プラットフォーム等

2018年度の取組状況



- ・ 地方企業の魅力をより効果的に東京圏の学生に届ける仕組みとして、プラットフォームを試行的に運営
- ・ 地方創生インターンシップ実施に係るノウハウや事例を掲載した「ヒント集」・「事例集」を改訂予定

機運の醸成等

2018年度の取組状況



- ・ 9月27日に、仙台市においてシンポジウムを開催。
- ・ 大学関係者、企業関係者、自治体関係者に深く意義を理解してもらうためにリーフレットの作成等。

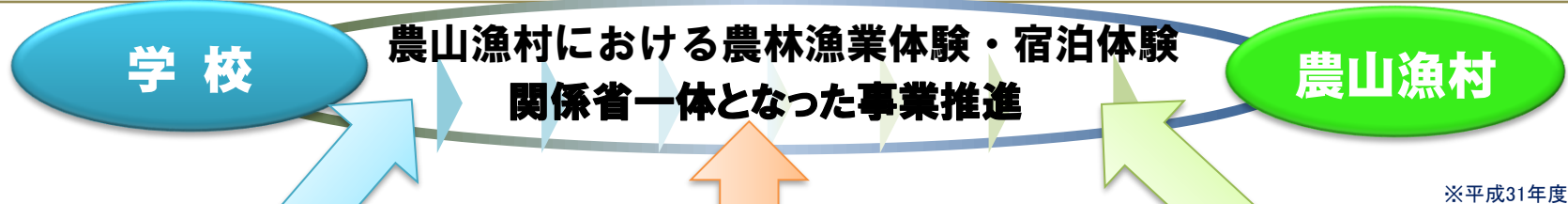
これらの取組とともに、各自治体においては地域の実情に合わせ、地方創生推進交付金等の活用により、地方創生インターンシップを実施。



特に若年層における、地方への新しいひとの流れをつくり、定着を目指す

農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進

○都市部の児童生徒に将来のUIJターンの基礎を形成するとともに、地方の児童生徒に足元の地方の魅力の再発見を促すことが期待できるため、関係省庁で連携し、農山漁村体験を一層推進。
 ○農山漁村における農林漁業体験・宿泊体験の推進のため、内閣官房、内閣府、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省の関係省が連携して所要額を計上。



※平成31年度予算案

内閣官房・内閣府

地方創生の視点も含めた推進体制の整備

- 関係省庁連絡会議の設置（議長：地方創生総括官）
- 長期（4泊5日等）の子供農山漁村体験の取組に対する支援【地方創生推進交付金1,000（1,000）億円の内数】
- コーディネートシステムの構築、児童・生徒の作文等コンテストの実施【子供の農山漁村交流推進事業 30(15)百万円】

文部科学省

送り側(学校)を中心に支援 (活動支援、情報提供等)

- 学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援
 - ・小学校、中学校、高等学校等における取組
 - ・教育委員会が主催する農山漁村体験活動導入の取組等**【健全育成のための体験活動推進事業(学校を核とした地域力強化プランの一部) 99(99)百万円】**
- 長期宿泊体験活動の導入促進のための調査研究
 - ・学校の参考となる長期宿泊体験に関する調査研究**【いじめ対策・不登校支援等総合推進事業の一部 2(3)百万円】**
- (関連施策)
- 体験活動の実施等にあたり学校をサポートする人材の配置
 - ・体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置**【補習等のための指導員等派遣事業の一部 3,073百万円の一部】**

総務省

地方の創意工夫、特性を活かした 自主的な取組を中心に支援

- 都市・農山漁村の地域連携による子ども農山漁村交流推進モデル事業
 - ・子ども農山漁村交流の取組の拡大、定着を図るため、送り側・受入側の地方公共団体双方が連携して行う実施体制の構築を支援
 - ・モデル事業の取組事例やノウハウの横展開を進めるためのブロック推進会議等の開催**【都市・農山漁村の教育交流による地域活性化推進に要する経費 37(40)百万円】**
- 特別交付税による財政措置
 - ・宿泊体験活動の取組に対する財政措置（送り側）
 - ・受入側の市町村の体制整備等への財政措置

農林水産省

受入側(農山漁村)を中心に支援 (モデル地域)

- 都市と農山漁村の交流を促進するための取組に対する支援
 - ・農泊ビジネスの体制構築
 - ・観光コンテンツの磨き上げ
 - ・専門人材の確保等
- 交流促進施設等の整備に対する支援
 - ・古民家等を活用した滞在施設や農林漁業・農山漁村体験施設、農産物販売施設等の整備
 - ・地域内に存在する廃校等の遊休施設を有効活用する大規模な施設整備
(各種地方財政措置を措置)**【農山漁村振興交付金 9,809(10,070)百万円の内数】**

環境省

(国立公園等)

- 自然体験プログラムの開発・実施支援
 - ・受入地域でのプログラム開発や実施の支援
 - ・受入地域の協議会等と協力して事業を進める自然学校等の把握や支援**【国立公園等における子どもの自然体験活動推進事業 7(7)百万円】**
- 自然公園等利用ふれあい推進事業経費
 - ・9(9)百万円の内数
- 環境で地方を元気にする地域循環共生圏づくりプラットフォーム事業
 - ・500百万円の内数(新規)

地域アプローチによる働き方改革 「包括的支援」 + 「アウトリーチ支援」

- 地域の企業や従業員を対象とした、労働時間等の職場環境、非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善、両立支援の整備など「働き方」に関する包括的支援をワンストップで行う拠点を地域の政労使等が連携して設置し、「働き方改革」に地域ぐるみで取り組み、働き方改革の取組が生産性の向上や質の高い労働者の確保につながる等といった好循環につなげる。

地域働き方改革会議 (※)

取組の決定

※自治体、経済団体、労働団体、労働局の代表等で構成

地域働き方改革包括支援センター

(ワンストップセンター)

企業や従業員に対する働き方改革の取組をワンストップで支援

労働局
と連携

<アウトリーチ支援>

働き方改革アドバイザーを養成・確保
企業に対する相談支援、優良事例の紹介、各種助成措置の活用
のアドバイス、セミナー開催など、きめ細かな支援。

<企業認証>

優良企業を認証し、成功事例として公表するほか、入札等で優遇。

地方創生推進交付金の活用

+ 既存施策・助成金の活用等

全国の取組状況

地域働き方改革包括支援センター (ワンストップセンター)

平成29年度
19県

平成30年度
19県

アウトリーチ支援

○働き方改革アドバイザーの養成

平成29年度
11県

平成30年度
11県

○働き方改革アドバイザーの派遣

平成29年度
44県

平成30年度
44県

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

①UIJターンによる起業・就業者創出（移住支援・起業支援）

○ 地方へのUIJターンによる起業・就業者の創出等を地方創生推進交付金により支援。

	<p>地方※1へ移住 (東京23区在住者又は23区への通勤者※2が移住)</p>	
<p>地方※1での就業 (地方公共団体がマッチング支援の対象※3とした中小企業等に就業)</p>	<p>就業した場合 最大100万円</p>	
<p>地方※1での起業 (地域課題解決に資する社会的事業を起業)</p>	<p>起業した場合 最大300万円 (最大100万円+200万円)</p>	<p>(地方にいたままで) 起業した場合 最大200万円</p>

東京圏からのUIJターンの促進
地方の担い手不足対策



他省庁との連携

- ＜移住支援と連携＞
 - ・移住者を採用した中小企業等に対し、その採用活動に要した経費の一部を助成（厚生労働省）
 - ・移住者が住宅の建設・購入を行う場合に、（独）住宅金融支援機構が提供する住宅ローンの金利の引下げ（国土交通省）
- ＜起業支援と連携＞
 - ・設備資金及び運転資金について、（株）日本政策金融公庫の融資による支援（中小企業庁）

※1 東京圏の条件不利地域※4を含む。

※2 東京圏在住の23区への通勤者のうち、条件不利地域※4在住者を除く。

※3 都道府県による移住希望者等と中小企業等のマッチングを支援する仕組みの構築を別途支援。

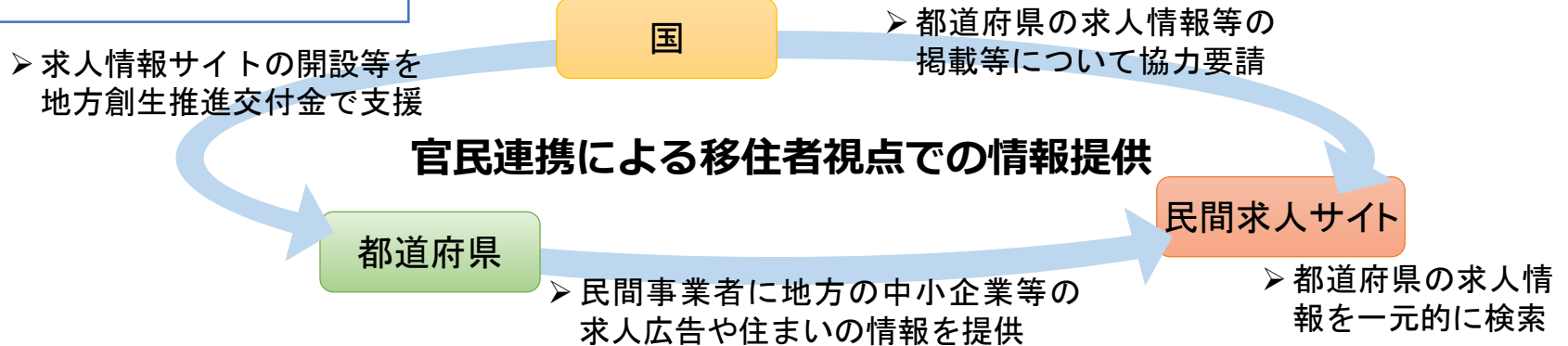
※4 過疎地域自立促進特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法及び小笠原諸島振興開発特別措置法において規定される条件不利地域を有する市町村（政令指定都市を除く）。

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

①UIターンによる起業・就業者創出（マッチング支援）

- 東京圏から地方へのUIターンによる就業促進に向け、次の取組により移住者視点での情報提供を充実
 - ✓ 都道府県が行うマッチング支援事業として、地方の中小企業等の求人広告を提供するマッチングサイトの開設などの取組を支援。求人情報に加え、住まいの情報を含む生活情報を参照可能に。
 - ✓ 都道府県による求人情報を民間事業者とも連携して、東京圏の求職者や移住希望者が、一元的に検索できる枠組みを構築。

マッチング支援のイメージ



②女性・高齢者等の活躍による新規就業者の掘り起こし（新規就業支援）

- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、地方創生推進交付金により支援するもの。
- 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。

新規就業支援事業のスキーム

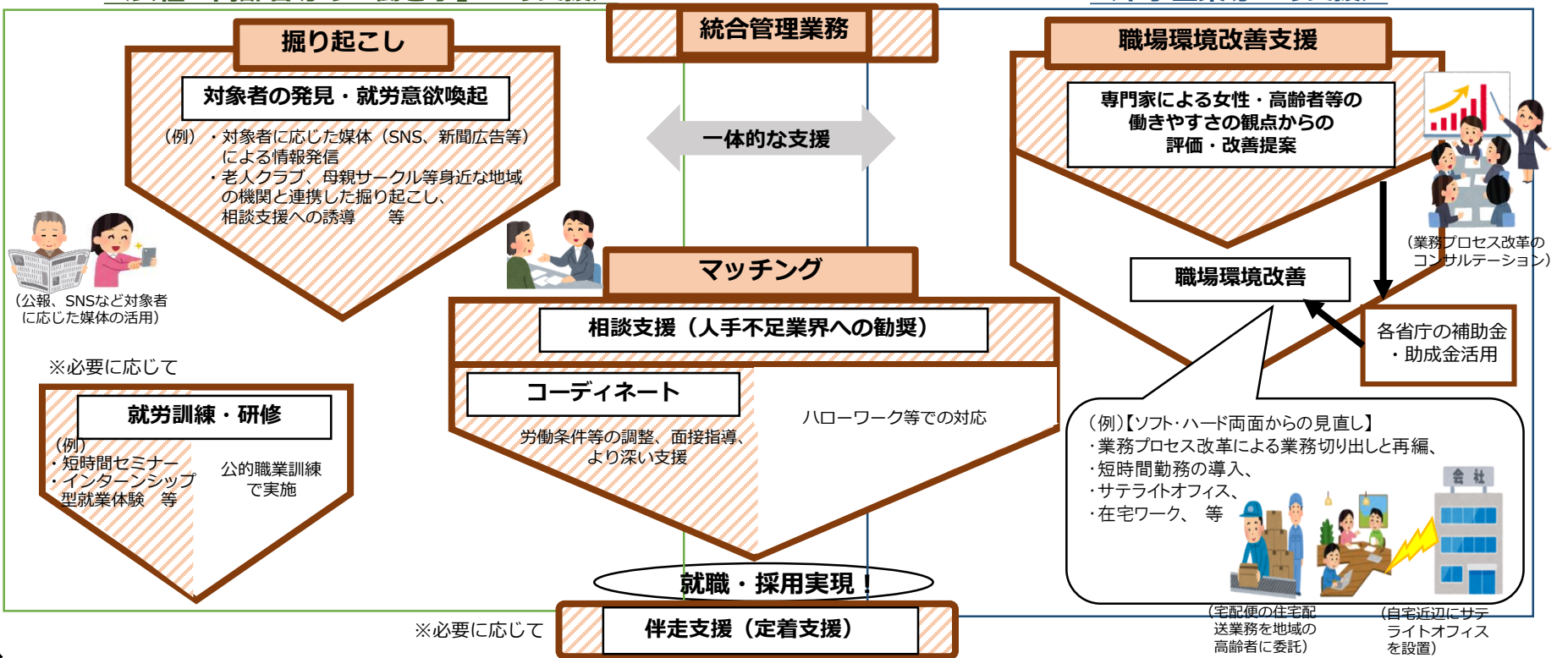
- 現在職に就いていない女性・高齢者等の新規就業の促進及び人手不足に直面する地域の中小企業等の人材の確保に資することを目的として、都道府県が実施する女性・高齢者等の新規就業支援のための取組を、地方創生推進交付金により支援するもの。
- 各都道府県は、官民連携のプラットフォームを形成し、地域の実情に応じて、「掘り起こし」、「職場環境改善支援」、「マッチング」等の一連の取組をハローワークや公的職業訓練など既存の制度も最大限活用しながら、民間企業のノウハウを取り入れ、一体的かつ包括的に実施するスキームを構築。

(都道府県の事業のイメージ)

官民連携型のプラットフォーム形成

<女性・高齢者等の「働き手」への支援>

<中小企業等への支援>



※ は、今回各都道府県で実施し、
国が地方創生推進交付金で支援する部分。

※地方版総合戦略等を踏まえて、都道府県において、支援対象者・支援対象企業等やマッチングの実現を目指す重点対象分野を設定。
※都道府県は、民間事業者、関係機関 (市町村、経済団体、労働局・ハローワーク等) と協働し既存の支援スキーム等も最大限活用。

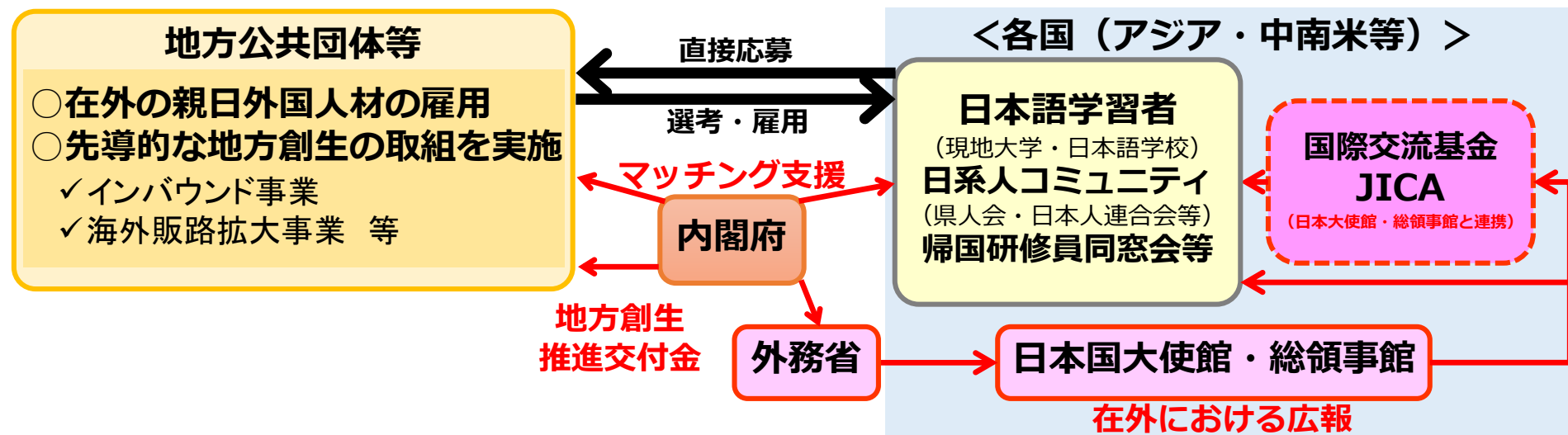
1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

③地方における外国人材の受入れ

I.外国人材による地方創生支援制度 (外務省、法務省と連携)

- 地方公共団体等で外国人材の受入れニーズが高まると見込まれるため、在外の親日外国人材の掘り起こし、地方公共団体等との円滑なマッチングの支援等を着実に実行する。

[施策イメージ]



II.新たな在留資格の創設に伴う地方創生の取組への支援

- 新たな在留資格の創設を踏まえ、地域における外国人材の活躍と共生社会の実現を図る地方公共団体の自主的・主体的で先導的な取組について、地方創生推進交付金により積極的に支援する。

1. 「わくわく地方生活実現政策パッケージ」の着実な実行

(地域おこし協力隊の拡充、子供の農山漁村体験の充実、企業版ふるさと納税の活用促進)

地域おこし協力隊の拡充 (総務省と連携)

- **隊員数の拡充** (2024年度に8千人)
 - ・シニア層や在住外国人、青年海外協力隊経験者、「ふるさとワーキングホリデー」参加者等、応募者の裾野を拡大。地域と多様に関わる「関係人口」を創出し、将来的な隊員のなり手の確保を図る。
- **起業・事業承継に向けた支援**
 - ・設備資金及び運転資金について、日本政策金融公庫の融資による支援を実施。
 - ・事業引継ぎ支援センターと連携し、事業者と隊員をマッチングするモデル事業を実施するなど事業承継を支援。
- **「おためし地域おこし協力隊」の創設**
 - ・地域おこし協力隊として活動する前に、一定の期間、地域協力活動を体験し、受入地域とのマッチングを図る。

子供の農山漁村体験の充実 (総務省、文科省、農水省、環境省と連携)

- **目標を新たに設定**
 - ・2024年度に小学生65万人、中学生75万人、高校生30万人(現在の取組を倍増)が農山漁村体験を行うことを目標に設定。
- **取組への支援の拡充**
 - ・長期(4泊5日等)の取組及び関連して一体として取り組む地方創生に資する活動(※)を地方創生推進交付金で支援。
※将来の移住及び定住の促進、地域社会を担う人材の育成や確保等を目的とした活動
 - ・これまで小学校の取組のみが対象となっていた地方財政措置について、中学校の取組等についても支援を拡大。

企業版ふるさと納税の活用促進 (総務省、財務省、経産省と連携)

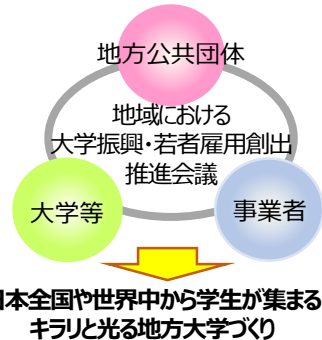
- **徹底した運用改善の実施**
 - ・対象事業に地方創生関係交付金による事業も含まれることの明確化等の運用改善を実施。
- **広報の更なる強化**
 - ・関係省庁と連携した地方公共団体・企業向け広報活動や、経済三団体をはじめとする経済界への周知。
 - ・他の模範となる企業や地方公共団体の大臣表彰や企業版ふるさと納税推進リーダーを中心とした取組の実施。

地域における大学の振興及び若者の雇用機会の創出による若者の修学及び就業の促進に関する法律

我が国における急速な少子化の進行及び地域の若者の著しい減少により地域の活力が低下している実情に鑑み、地域における若者の修学及び就業を促進し、地域の活力の向上及び持続的発展を図るため、内閣総理大臣による基本指針の策定及び地域における大学振興・若者雇用創出事業に関する計画の認定制度並びに当該事業に充てるための交付金制度の創設等の措置を講ずる。

(1) 地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度（キラリと光る地方大学づくり）

- 地方公共団体は、内閣総理大臣が定める基本指針に基づき、地域の中核的産業の振興や専門人材育成等に関する計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請。



- 地方公共団体は、計画の案の作成等について協議するため、大学及び事業者等と地域における大学振興・若者雇用創出推進会議を組織。

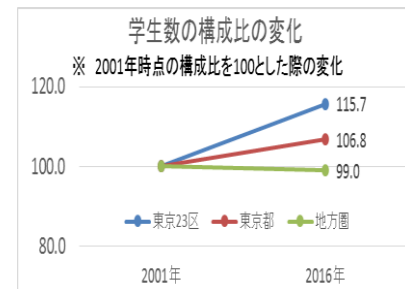
- 国は、計画の認定を受けた地方公共団体に対し、交付金(※)を交付。

(※) 内閣府交付金分72.5億円（文部科学省予算を含む地方大学・地域産業創生交付金事業97.5億円の内数）【平成31年度予算（案）】

(2) 特定地域内の大学等の学生の収容定員の抑制

- 大学等の設置者又は大学等を設置しようとする者は、特定地域内(※)の大学等の学部等の学生の収容定員を増加させてはならない（10年間の時限措置）。

(※) 学生が既に相当程度集中している地域等として東京23区を政令で規定。



- 例外事項の具体例

- ・スクラップアンドビルドによる新たな学部等の設置
- ・留学生や社会人の受入れ
- ・夜間・通信教育を行う学部・学科を設置する場合
- ・収容定員増等について、投資・機関決定等を行っている場合
- ・専門職大学等の設置（5年間の経過措置）

(3) 地域における若者の雇用機会の創出等

- 国は地方公共団体と連携して地域における若者の雇用機会の創出等の必要な施策を講ずるように努める。

【主な施策】

- ①地元中小企業等でのインターンシップ、②プロフェッショナル人材、③奨学金返還支援制度

目標

東京一極集中是正に向けた他の施策と合わせ、2020年時点で地方・東京圏の転出入均衡を目指す。
(参考：2017年時点の東京圏への転入超過数は約12万人。(2018年時点で約13.6万人))

地域における若者の修学・就業の促進 -キラリと光る地方大学づくり-

事業概要・目的



- 「**地方大学・産業創生法**」に基づき、**首長のリーダーシップ**の下、**産官学連携**により、**地域の中核的産業の振興**や**専門人材育成**などを行う優れた取組を、**地方大学・地域産業創生交付金**※において重点的に支援
※文科省計上分を合わせ国費97.5億円(H31年度)(H30年度95億円)
- これにより、「**キラリと光る地方大学づくり**」を進め、**地域における若者の修学・就業を促進**

地方大学・地域産業創生交付金の平成30年度採択結果

- 全国16件の申請のうち、**7件を決定**（平成30年10月19日）
採択事業：富山県、岐阜県、島根県、広島県、徳島県、高知県、北九州市
- 採択にあたっては、「**地域における大学振興・若者雇用創出事業評価委員会**」（座長：坂根正弘コマツ相談役）において、**書面評価・現地評価・面接評価**からなる複層的な評価を実施

高知県

“IoP (Internet of Plants)”が導く「Next世代型施設園芸農業」への進化

- **Society5.0社会**における先進的な農業の実現を図るため、**施設園芸農業の生産性日本一**の高知県において、**高知大、高知工科大、農業団体、IoT推進団体**等が連携
- 多様な園芸作物の**生理・生育情報のAIによる可視化と活用**を実現する**Internet of Plants (IoP)**の研究開発・人材育成を進め、施設園芸農業の**超高収量・高品質化、高付加価値化、超省力化・省エネルギー化**と**施設園芸関連産業群の創出**を図る



学術情報ネットワーク「SINET」を基盤としたIoPクラウド上に作物の生理生態や、気象、ハウス内環境、流通等のあらゆるデータを統合。東大等との共同研究や、営農支援に活用

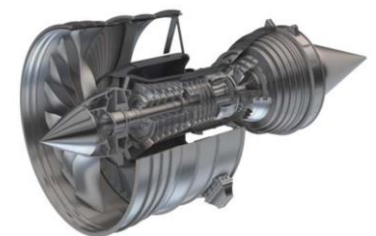
島根県

先端金属素材グローバル拠点の創出 -Next Generation TATARA Project-

- たたら製鉄の伝統を受け継ぐ**特殊鋼産業クラスター**（特殊鋼で世界的シェアを誇る**日立金属**や、加工技術で強みを有する**中小企業グループSUSANOO**等）と、**島根大、松江高専**等が連携
- 島根大に新たに設置する「**先端素材共同研究所**」（仮称）に、**オックスフォード大の世界的権威を所長**として迎え、**航空エンジン**や、**世界最高峰の高効率モーター**に用いる**先端金属素材**の高度化に向けた共同研究、専門人材育成を実施



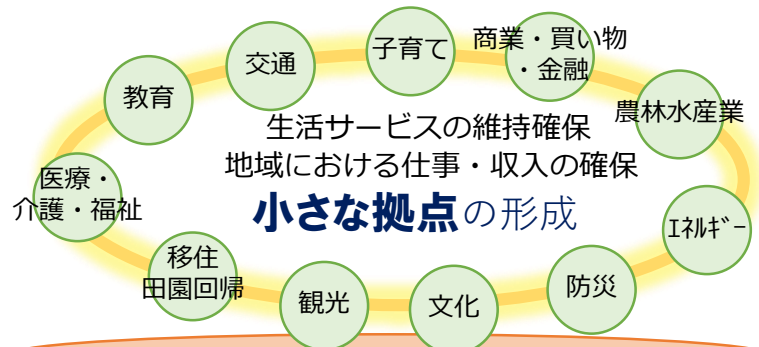
たたら操業実習（島根大）



耐熱合金を用いる航空機エンジン

「小さな拠点」及び「地域運営組織」の形成推進

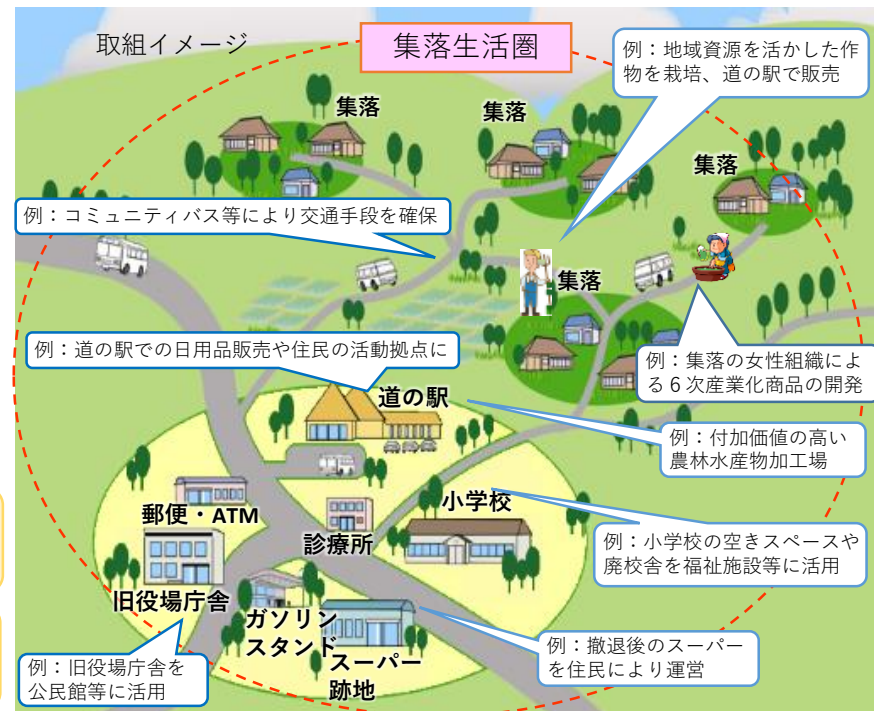
- 中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や、地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような、「**小さな拠点**」の形成（集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化）が必要。
- あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織（**地域運営組織**）の形成が必要。
- 2020年までに小さな拠点を全国で**1,000箇所**（2018年5月：1,069箇所）、地域運営組織を全国で**5,000団体**（2017年10月：4,177団体）形成する。



住民主体の地域課題の解決に向けた
地域運営組織の形成

人材の育成・確保、資金の確保、事業実施ノウハウの取得、法人化の促進等

優良事例の横展開、人材・情報交流のためのプラットフォームづくり



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

地域再生エリアマネジメント負担金制度の創設

平成30年地域再生法改正関係
平成30年6月1日公布・施行

- ◆近年、民間が主体となって、賑わいの創出、公共空間の活用等を通じてエリアの価値を向上させるためのエリアマネジメント活動の取組が拡大。
- ◆他方、エリアマネジメント活動では、安定的な活動財源の確保が課題。特に、エリアマネジメント活動による利益を享受しつつも活動に要する費用を負担しないフリーライダーの問題を解決することが必要。
(民間団体による自主的な取組であるため、民間団体がフリーライダーから強制的に徴収を行うことは困難)
- ◆このため、海外におけるB I Dの取組事例等を参考とし、3分の2以上の事業者の同意を要件として、市町村が、エリアマネジメント団体が実施する地域再生に資するエリアマネジメント活動に要する費用を、その受益の限度において活動区域内の受益者(事業者)から徴収し、これをエリアマネジメント団体に交付する官民連携の制度(地域再生エリアマネジメント負担金制度)を創設し、地域再生に資するエリアマネジメント活動の推進を図る。

※B I D…Business Improvement District。米国・英国等において行われている、主に商業地域において地区内の事業者等が組織や資金調達等について定め、地区の発展を目指して必要な事業を行う仕組み。

【地域再生に資するエリアマネジメント活動】

地域の来訪者又は滞在者の利便の増進やその増加により経済効果の増進を図り、地域における就業機会の創出や経済基盤の強化に資する活動

(例)



イベントの開催



オープンスペースの活用

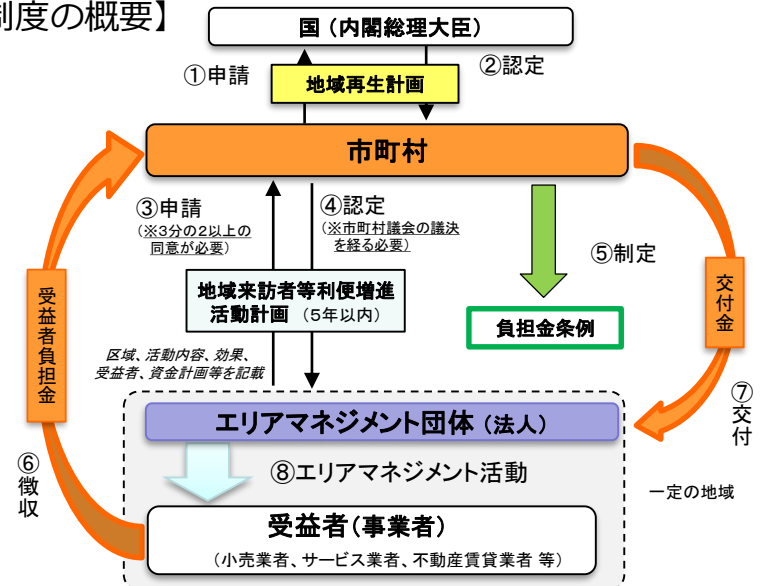


自転車駐輪施設の設置



賑わいの創出に伴い必要となる巡回警備

【制度の概要】



※3分の1超の事業者の同意に基づく計画期間中の計画の取消等についても、併せて規定

来訪者等の増加により事業機会の拡大や収益性の向上を図り、地域再生を実現

RESAS（リーサス）とは何か

地域経済分析システム（RESAS（リーサス））（2015年4月～）

～Regional Economy Society Analyzing System～

○地方創生のデータ利用の「入口」として、地域経済に関する官民の様々なデータを、地図やグラフ等で分かりやすく「見える化」しているシステム

⇒ 各地域が、自らの強み・弱みや課題を分析し、その解決策を検討することを後押しするツール

着実な利用の拡大

総閲覧数・ユーザー数は増加

2015年度：約358万PV
約42万ユーザー



2017年度：約832万PV
約69万ユーザー

RESASメニューの例（人の移動：人口、観光）

「人口」：From-to分析（定住人口）

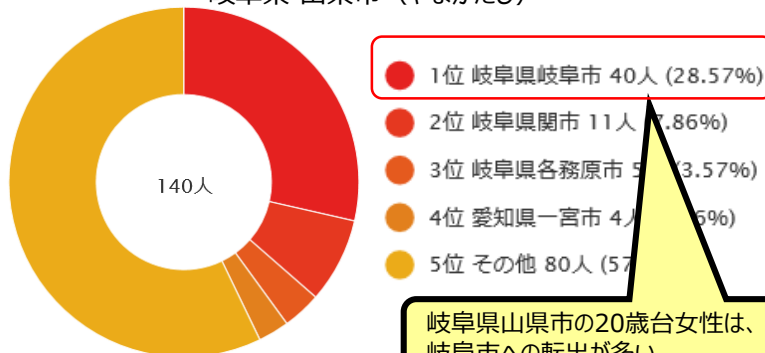
・引越による社会移動（転入・転出）が、どの自治体との間で生じているかを、市町村単位で分析

転出数内訳

女性 20歳台

2017年

岐阜県 山県市（やまがたし）



岐阜県山県市の20歳台女性は、岐阜市への転出が多い。

データ出所：総務省「住民基本台帳人口移動報告」

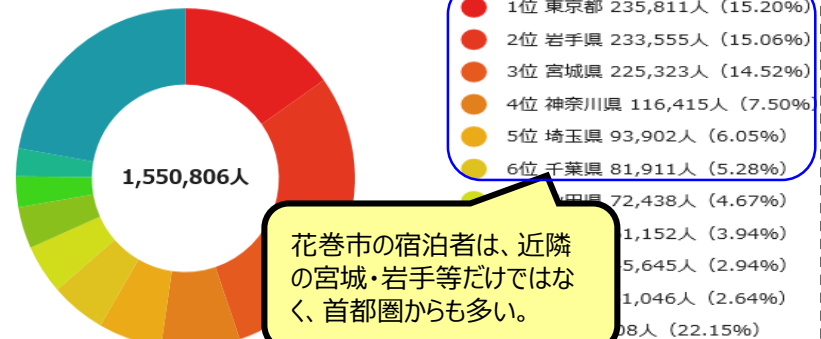
「観光」：From-to分析（宿泊者）

・宿泊者の属性（居住地、性別など）を、市町村単位で、店頭・ネット販売による1億泊以上のデータから分析

居住都道府県別の延べ宿泊者数（日本人）の構成割合

2017年

岩手県 花巻市



花巻市の宿泊者は、近隣の宮城・岩手等だけではなく、首都圏からも多い。

データ出所：観光予報プラットフォーム推進協議会「観光予報プラットフォーム」

地方創生人材支援制度

地方創生に積極的に取り組む市町村に対し、意欲と能力のある国家公務員や大学研究者、民間人材を、市町村長の補佐役として派遣する。

<制度概要>

<派遣実績>

	派遣先市町村	派遣人材 (国家公務員、大学研究者、民間人材)
対象	以下の市町村を対象として募集する。 ① 市町村長が地方創生に関し、明確な考えを持ち、派遣される人材を地域の変革に活用する意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、実施する市町村であること ③ 原則人口10万人以下	以下に該当する者を公募する。 ① 地方創生の取組に強い意欲を持っていること ② 市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・実行のために十分な能力を有すること
役割	市町村長の補佐役として、地方創生に関し、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略に記載された施策の推進を中核的に担う。	
派遣期間	<ul style="list-style-type: none"> ・副市町村長、幹部職員（常勤職）・・・原則2年間 ・顧問、参与等（非常勤職）・・・原則1～2年間 	
再派遣等	<ul style="list-style-type: none"> ・同一市町村への複数回の派遣及び複数名の同時派遣は可。ただし、これまで常勤職の派遣を受けた市町村もしくは常勤職の派遣を受けている市町村への常勤職の派遣は不可。 	
バックアップ体制	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣前に、地方創生担当大臣による訓示のほか、有識者による講話、地方創生に関する取組についての講義等の研修を実施 ・派遣期間中には、派遣者同士の情報交換の場や、地方創生担当政務との意見交換の場として、年に4回程度、派遣者が一堂に集う情報交換会・報告会を開催 	

<平成27年度派遣者>

69市町村に派遣

- ・国家公務員 42市町村
- ・民間人材 12市町村
- ・大学研究者 15市町村

<平成28年度派遣者>

58市町村に派遣

- ・国家公務員 42市町村
- ・民間人材 13市町村
- ・大学研究者 3市町村

<平成29年度派遣者>

55市町村に派遣

- ・国家公務員 44市町村
- ・民間人材 9市町村
- ・大学研究者 2市町村

<平成30年度派遣者>

42市町村に派遣

- ・国家公務員 39市町村
- ・民間人材 2市町村
- ・大学研究者 1市町村

これまで204市町村に派遣

※ 新規派遣先市町村数の累計 **33**

地方創生カレッジ事業

□ 「地方創生カレッジ」は28年12月に開講。地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラムをeラーニング形式で幅広く提供し、地域における地方創生人材の育成に繋げていく。

地域の動き

地方版総合戦略等に基づき、地方創生に資する事業を本格的に推進する段階

人材が不足

地方創生を担う人材の活躍

地方創生の実現

必要とされる人材

戦略全体

- ◆ 総合プロデューサー
- ◆ 首長の補佐
- ◆ 地域コミュニティのリーダー

個別分野

- ◆ 分野別プロデューサー
- ◆ 現場の中核人材

知識習得に必要な講座を学習

自治体、民間企業の職員等

地方創生人材の育成



地方創生に真に必要なかつ実践的なカリキュラム（eラーニング）を幅広く提供

※科目によっては実地研修も活用
※大学等の既存取組も前提に、不足する分野や地域への受講機会を提供

人材育成に向けた連携の場

地方創生「連携・交流ひろば」

発信力の強化
認証制度
ニーズ調査

大学 協会 民間

各々の取組が必ずしも周知されていない

【カリキュラム構造イメージ】

eラーニング

専門編

分野別プロデューサー

観光・DMO
地域商社 等

総合プロデューサー

戦略策定・管理
事業構築・推進 等

地域コミュニティリーダー

住民自治
ケーススタディ 等

基盤編

地域戦略の策定
データ分析

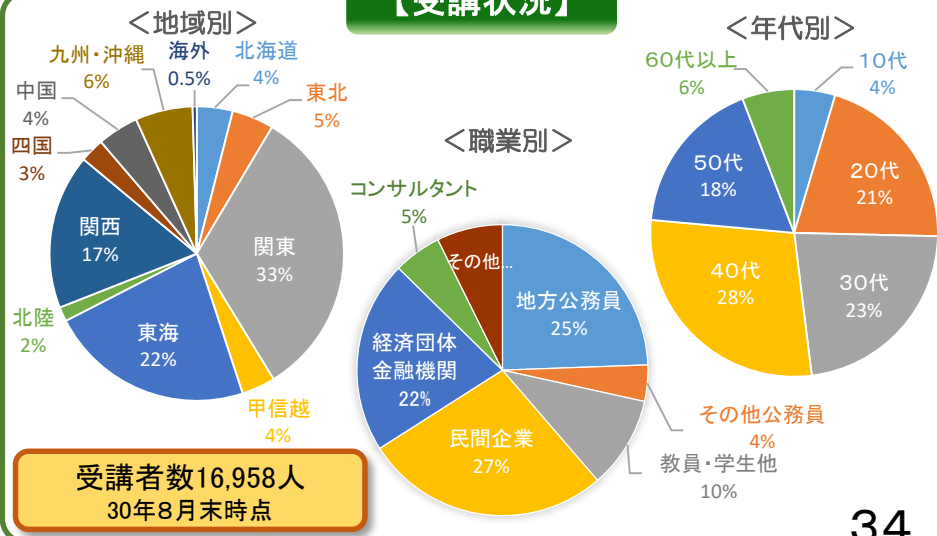
事業の自立化
地方創生の理念

官民連携
地域の課題解決等

対面・実地

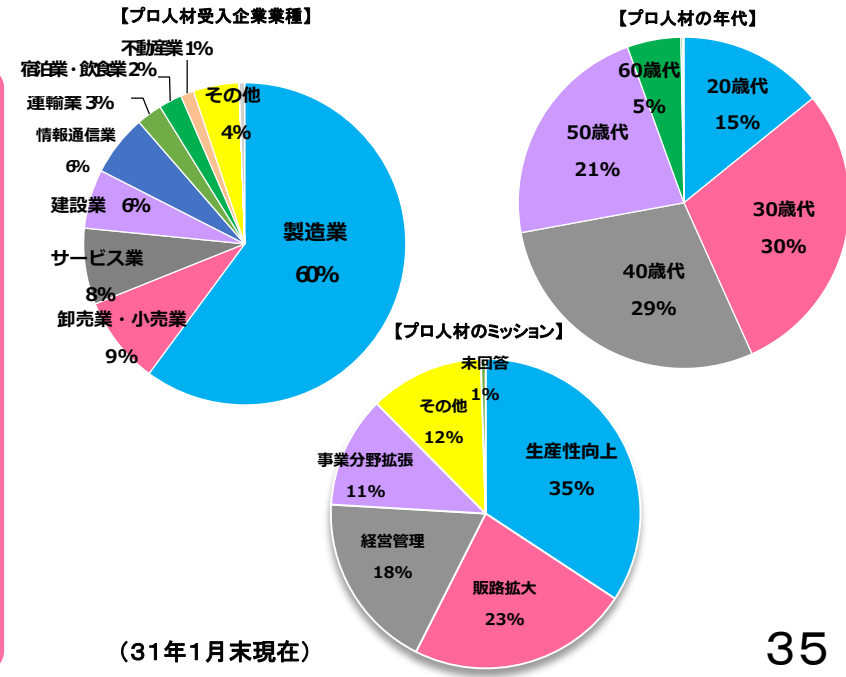
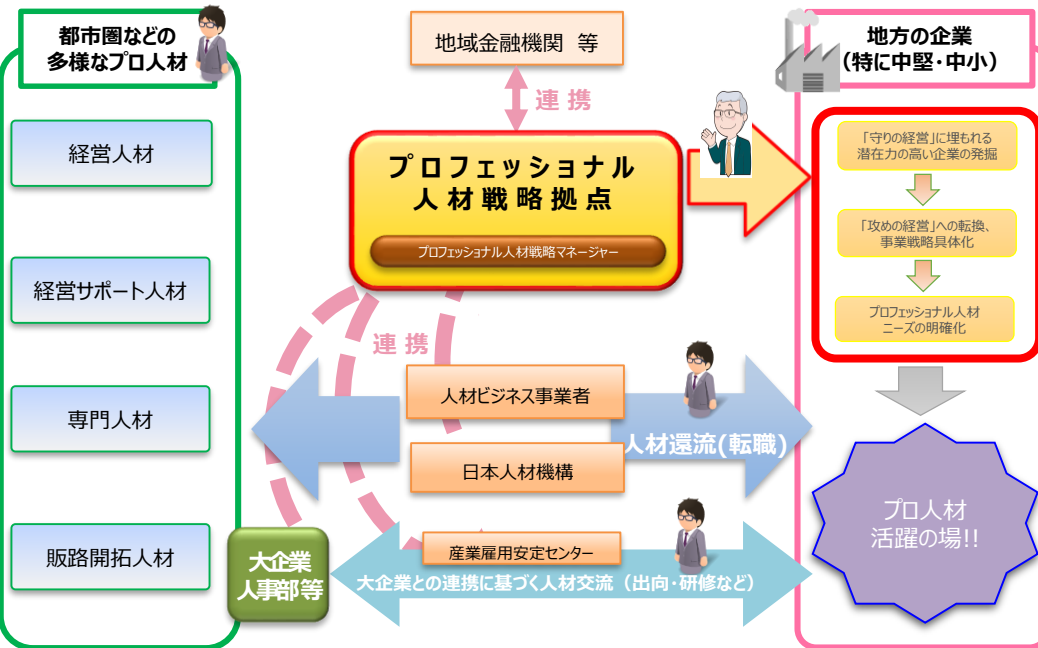
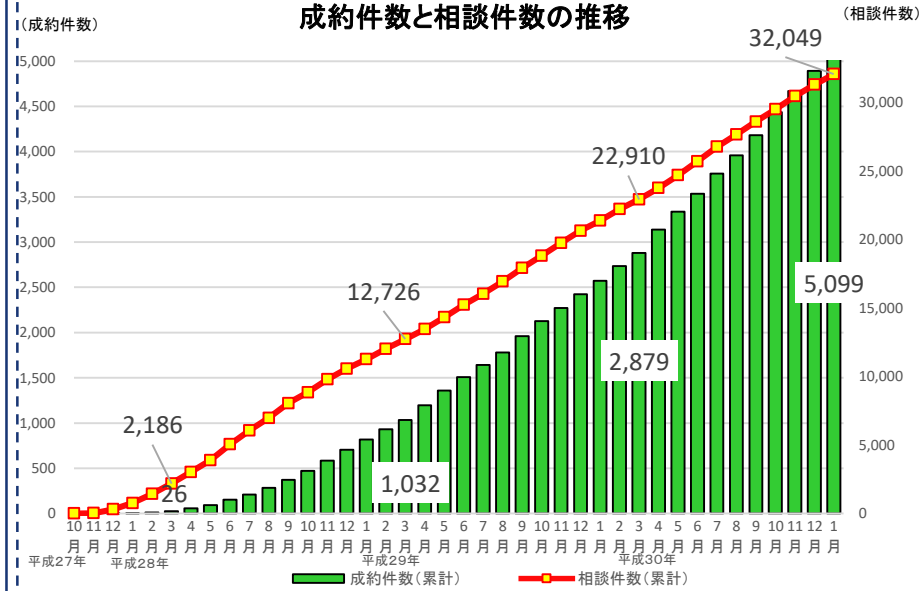
スクーリング/ワークショップ（人材交流・マッチング）

【受講状況】



プロフェッショナル人材事業

- 45道府県（東京都と沖縄県を除く）が「プロフェッショナル人材拠点」を設置し、平成28年1月から本格稼働。潜在成長力ある地域企業に対し、経営戦略の策定支援とプロフェッショナル人材の採用支援活動を行う。
- 各拠点は、地域企業の経営者を対象に、成長戦略や人材戦略への関心を高めるセミナー等の活動を展開しつつ、成長が期待される企業を個別に訪問。経営者に「攻めの経営」と新たな事業展開を促すとともに、企業の成長に必要なプロ人材ニーズを明確に切り出し、優良な雇用機会として人材市場に発信する。
- 地域金融機関や各種支援機関等とも、有望企業の発掘や成長戦略の策定などで積極的に連携。また、拠点同士で協力しながら、都市部の大企業との人材交流の拡大やプロ人材に対する地域経済の潜在カアピールなどの活動を展開。日本人材機構や、人材ビジネス事業者とも密接に連携しつつ、様々な形で、プロ人材の還流実現に取り組む。



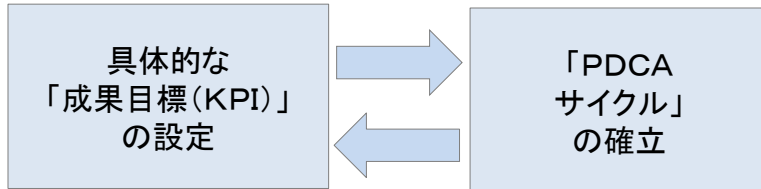
地方創生推進交付金（内閣府地方創生推進事務局）

31年度予算概算決定額 1,000億円（30年度予算額 1,000億円）

事業概要・目的

○地方創生の充実・強化に向け、地方創生推進交付金により支援します。

- ①地方版総合戦略に基づく、地方公共団体の自主的・主体的で先導的な事業を支援
- ②KPIの設定とPDCAサイクルを組み込み、従来の「縦割り」事業を超えた取組を支援
- ③地域再生法に基づく法律補助の交付金とし、安定的な制度・運用を確保



※本交付金のうち50億円については、地方大学・産業創生法に基づく交付金として執行

事業イメージ・具体例

【対象事業】

- ①先駆性のある取組及び先駆的・優良事例の横展開
 - ・官民協働、地域間連携、政策間連携、事業推進主体の形成、中核的人材の確保・育成
例) しごと創生（地域経済牽引事業等）、観光振興（DMO等）、地域商社、生涯活躍のまち、子供の農山漁村体験、働き方改革、小さな拠点、商店街活性化 等
- ②わくわく地方生活実現政策パッケージ（移住・起業・就業支援）
 - ・東京圏からのU I Jターンの促進及び地方の担い手不足対策
例) 地域の中核的存在である中小企業等への就業に伴う移住、地域における社会的課題の解決に取り組む起業、現在職に就いていない女性、高齢者等の新規就業支援 等

【手続き】

○地方公共団体は、対象事業に係る地域再生計画（概ね5年程度）を作成し、内閣総理大臣が認定します。

31年度からの主な運用改善

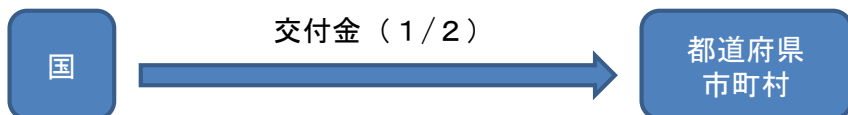
①交付上限額（事業費ベース）及び新規事業の申請上限件数の見直し

	交付上限額	申請上限件数
都道府県	先駆 6.0億円【現行どおり】 横展開2.0億円【現行どおり】	原則9事業以内【現行:7事業】 （うち広域連携:3事業）【現行:2事業】
市区町村	先駆 4.0億円【現行どおり】 横展開1.4億円【現行どおり】 ※中枢中核都市 先駆 5.0億円【新設】 横展開1.7億円【新設】	原則5事業以内【現行:4事業】 （うち広域連携:1事業）【現行どおり】 ※中枢中核都市 原則7事業以内【新設】 （うち広域連携:2事業）【新設】

②企業版ふるさと納税の併用

・地方負担分への充当を可能とするほか、併用のインセンティブを付与。

資金の流れ



（1/2の地方負担については、地方財政措置を講じます）

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の概要

志のある企業が地方創生を応援する税制（平成28年度から平成31年度までの特例措置）

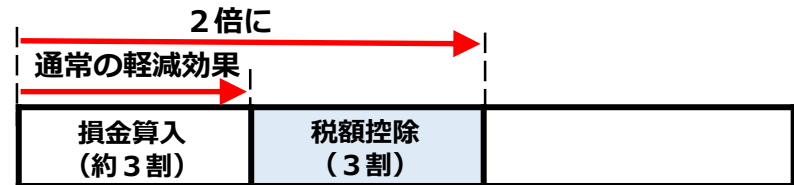
⇒地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について**税額控除**の優遇措置

制度のポイント

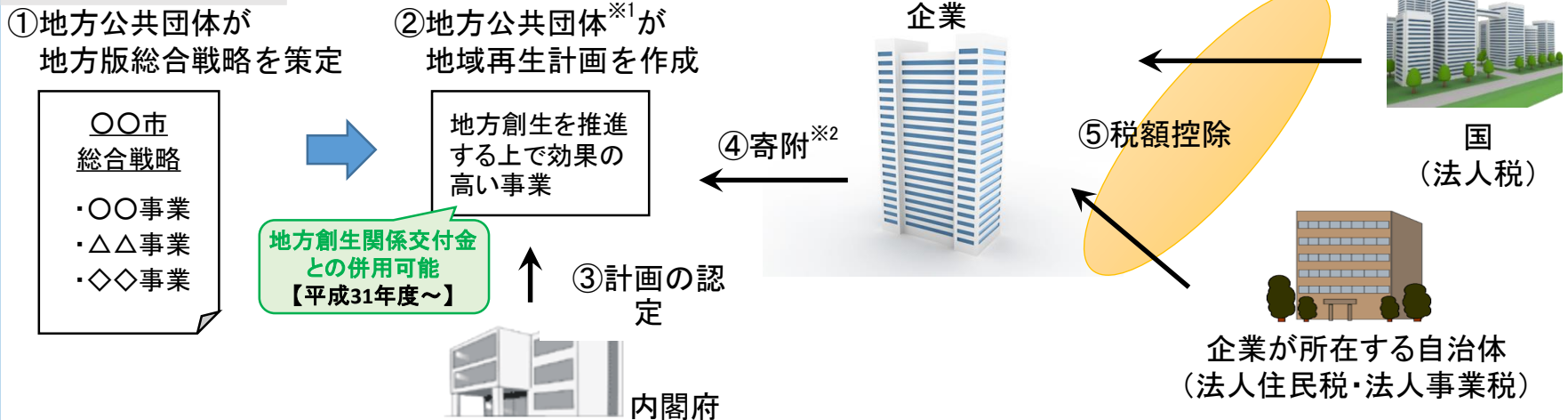
- 企業が寄附しやすいように
 - ・ **税負担軽減のインセンティブを2倍に**
 - ・ **寄附額の下限は10万円**と低めに設定
- 寄附企業への**経済的な見返りは禁止**
- 寄附額は事業費の範囲内**とすることが必要

地方公共団体が設置した**基金の積立**てに寄附金を充てることにより、**複数年度間で事業費と寄附額の調整が可能**【平成31年度～】

例) 100万円寄附すると、法人関係税において**約60万円**の税が軽減



制度活用の流れ



※1 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。

※2 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

認定実績（平成30年度第2回認定後） 507事業 総事業費1,251億円 39道府県315市町村
年3回（29年度は、7月、11月、3月）認定